

## 豊田市区長会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、区長会事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 豊田市区長会 本市の自治区の区長によって構成された組織をいう。

(2) 区長会事業 住民自治の確立、市政への協力及び地域づくり・人づくりを目的として豊田市区長会（以下「区長会」という。）が行う事業をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、区長会事業に要する費用の一部を補助することにより、当該区長会事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者は、区長会とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、区長会事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、区長会事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 自治区運営の手引、区長名簿等の作成に要する費用

(2) 自治区への加入を促進するためのリーフレット等の作成に要する費用

(3) その他市長が必要と認める費用

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、1年度につき70万円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 区長会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、区長会事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に事業計画書兼予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、区長会事業補

助金交付決定通知書（様式第2号）により、区長会に通知しなければならない。

3 前項の通知は、交付申請書の提出があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

（概算払）

第10条 市長は、前条の規定により決定した補助金を概算払により交付するものとする。

2 前項の場合において、概算払は1年度につき2回に分けて行うものとし、支払日は市長がその都度定めるものとする。

（実績報告）

第11条 区長会は、区長会事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、区長会事業実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、報告の内容が区長会事業の完了であるときは、実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業報告書

（2）会計決算書

（額の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、実績報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区長会事業補助金確定通知書（様式第4号）により区長会に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、区長会が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（2）区長会事業を廃止し、又は中止したとき。

（3）実績報告における補助対象経費の合計額が概算払の額に満たないとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

沿革	昭和54年4月1日要綱施行
	昭和54年～ 限度額 10万円
	昭和58年～ 限度額 30万円
	昭和62年～ 限度額 40万円
	平成6年～ 限度額 38万円
	平成8年～ 限度額 37万円
	平成13年～ 限度額150万円
	平成16年～ 限度額100万円
	平成24年～ 限度額 70万円
	令和3年 押印廃止

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い／ ）

（申請者）所在地

名 称

代表者氏名

年度 区長会事業補助金交付申請書

年度において区長会事業を実施したいので、豊田市区長会事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
区長会事業の 目的、内容等	.....
	.....
	.....
	.....
	.....

添付書類 事業計画書兼予算書（豊田市区長会総会資料等）

（申請者）名 称  
代表者氏名 様

年度 区長会事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度区長会事業補助金につきまして、豊田市区長会事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補助金の額	金	円
-------	---	---

注意 次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- 1 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- 2 区長会事業を廃止し、又は中止したとき。
- 3 実績報告における補助対象経費の合計額が概算払の額に満たないとき。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い／ ）

（報告者）所在地

名 称

代表者氏名

年度 区長会事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けました 年度区長会事業を完了（廃止 中止）しましたので、豊田市区長会事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により次のとおり報告します。

<p>事業の実績及び効果</p> <p>（廃止又は中止の場合はその理由）</p>	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--	--

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類（区長会事業を完了した場合のみ）

- 1 事業報告書
- 2 会計決算書

様式第4号（第12条関係）

豊 発 第 号

（申請者）名 称  
代表者氏名 様

年度 区長会事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度区長会  
事業に係る補助金につきまして、豊田市区長会事業補助金交付要綱第12条  
の規定により次のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補助金確定額	金	円
--------	---	---